公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により、次のように公示する。

1．供託者の商号　アファーマティブ・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
2．住所　東京都渋谷区道玄坂１丁目12番１号　渋谷マークシティウェスト22階
3．代表者の氏名　代表取締役社長　小島三津雄
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3243号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和５年11月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁監督局証券課資産運用モニタリング室に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続きから除斥される。

令和５年５月15日

金融庁長官　中島　淳一

少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻しに関する公示

保険業法第272条の５第10項、保険業法施行令第38条の７第３項及び少額短期保険業者供託金規則第17条第１項の規定により、次の各号のとおり公示する。

1．商号　ペッツベスト少額短期保険株式会社
2．本店の所在地　東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号
3．代表者の氏名　破産管財人　上田　慎
4．取戻しをしようとする供託金の額　11,000,000円
5．上記少額短期保険業者であった者に係る供託金につき保険業法第272条の５第６項の権利を有する者は、令和５年11月16日までに少額短期保険業者供託金規則別紙様式第４号により作成した申出書に当該権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第４課に提出されたい。
6．前号の期間内に同号の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和５年５月15日

関東財務局長　成田　耕二

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第５号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和５年５月15日

中部地方整備局長　稲田　雅裕

1　処分をした年月日　令和５年３月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社メトーカケフ　掛布　拓雄　岐阜県可児市姫ケ丘四丁目１番地３　国土交通大臣許可（般－２）第28080号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和５年３月14日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第５号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和５年５月15日

中部地方整備局長　稲田　雅裕

1　処分をした年月日　令和５年３月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大栄産業株式会社　木村　雄三　愛知県知多郡美浜町大字北方字西側85－１　国土交通大臣許可（般－１）第18109号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和５年３月28日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第５号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和５年５月15日

中部地方整備局長　稲田　雅裕

1　処分をした年月日　令和５年４月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松野組　松野　守男　岐阜県瑞穂市穂積1330　国土交通大臣許可（特－２）第26153号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和５年４月５日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第５号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和５年５月15日

中部地方整備局長　稲田　雅裕

1　処分をした年月日　令和５年４月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社牛福久　米本　篤史　名古屋市西区宝地町369番地　国土交通大臣許可（特－２）第26937号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和５年４月13日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和５年（家）第５３号

長野県塩尻市大字広丘堅石113番地12
申立人　青木　政弘
本籍長野県木曽郡木祖村大字薮原1288番地イ、最後の住所長野県岡谷市神明町３丁目23番13号、死亡の場所長野県岡谷市、死亡年月日令和４年11月23日、出生の場所長野県西筑摩郡木祖村、出生年月日昭和23年７月25日、職業無職
被相続人　亡　青木　孝雄
長野県諏訪市湖岸通り５丁目21番５号北川法律事務所
相続財産清算人　北川　祥子
催告期間満了日　令和５年11月20日

長野家庭裁判所諏訪支部

令和５年（家）第３５号

長野県飯田市大久保町2534番地
申立人　飯田市
本籍長野県飯田市宮の前4408番地、最後の住所長野県飯田市上郷黒田1985番地６、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日令和元年５月20日、出生の場所長野県中野市、出生年月日昭和31年10月６日、職業不明
被相続人　亡　市橋　雄一
事務所長野県飯田市鈴加町２丁目16番地１原正治法律事務所
相続財産清算人　弁護士　原　史織
催告期間満了日　令和５年11月30日

長野家庭裁判所飯田支部

令和５年（家）第２４８号

岐阜県不破郡垂井町宮代1530番地の６
申立人　安田　修身
本籍岐阜県大垣市深池町859番地１、最後の住所岐阜県大垣市深池町515番地１、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和４年２月24日、出生の場所岐阜県大垣市、出生年月日昭和30年６月３日、職業無職
被相続人　亡　安田　努
岐阜市美江寺町１丁目５番地岐阜北青色会館４階弁護士法人岐阜合同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大澤　愛
催告期間満了日　令和５年11月27日

岐阜家庭裁判所大垣支部